

# 業務指示書

## キルギス国乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

- (○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。  
( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 認めません。

( ) 認めます。

- (○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。  
( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：食品安全又は品質管理に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

○ 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

○ 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／食品安全管理／研修（HACCP及びラボ）プログラム設計）】

- 1) 類似業務の経験：食品安全又は品質管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 HACCP導入】

- 1) 類似業務の経験：HACCP導入又は普及に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野・内部精度管理】

- 1) 類似業務の経験：検査分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KGS1 = 1.620040 円, US\$1 = 112.201 円, EUR1 = 127.778 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 12月27日(木) 14:00 ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- ・ 総括／食品安全管理／研修（HACCP及びラボ）プログラム設計
- ・ HACCP導入
- ・ 内部精度管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

29.75 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月15日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

キルギス国乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/食品安全管理/研修 (HACCP及びびラボ) プログラ ム設計	(25.00)	(10.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(10.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力: HACCP導入	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 内部精度管理	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

キルギスの農業セクターは、対 GDP 比の 17.1%、及び輸出額の約 20.4% (約 20,779 百万ソム) (約 3 億 USD) を占め、労働人口の 3 割以上が従事している主要産業のひとつである。そのうち畜産業 (酪農) は農業生産額の約 49% を占め、特に乳・乳製品は主要産品として、今後周辺諸国への輸出拡大が期待されている。

キルギスは 2015 年 8 月にユーラシア経済同盟 (EAEU) に加盟し、同盟の各種制度や基準を順守しなければならず、乳製品の品質や製造プロセスの安全性についても EAEU が定める基準を満たす必要がある。しかし、現状、自国検査体制ではそれらの基準を満たすことが出来ていない。そのため、同盟域内の他国に流通したキルギス製品が基準を満たしていないと指摘を受け、製品回収するケースが発生しており、自国内での乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのための検査体制の整備が急務となっている。そこで、キルギス政府からの要請を受け、JICA は「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン (M/P)」プロジェクト (2015 年 8 月～2017 年 1 月) を実施し、5 つの優先プロジェクトを選定した。このうち生乳生産分野においては、搾乳衛生技術の改善を目的とした技術協力「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」が 2017 年 7 月に開始された。

他方、自国内を含めた EAEU 加盟国内にキルギス製の乳・乳製品を流通させるためには、その品質や安全性が EAEU の要求基準を満たしていることを国として保証することが要求されているが、いまだ十分な対応ができていない。そこで、キルギス政府は、乳・乳製品バリューチェーン各段階の検査と乳製品製造工場監査を担当する 3 省庁 (経済省、保健省及び獣医衛生検査院) の検査機関と監査機関を対象として、検査と監査の信頼性確保と人材育成を目的とした「乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト」を我が国に要請した。当機構は、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために 2017 年 9 月と 2018 年 9 月に 2 次にわたる詳細計画策定調査を行った結果、プロジェクトの枠組みについてキルギス政府と合意し、今般実施の運びとなったものである。尚、当該事業は既述 M/P にて選定した 5 つの優先プロジェクトのうち 2 つを含むプロジェクトである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 上位目標

品質と安全性が確保されることにより、ユーラシア経済同盟 (EAEU) 域内におけるキルギスの乳・乳製品流通が増加する。

#### (2) プロジェクト目標

EAEU 技術規則に沿ったバリューチェーンにおける乳・乳製品の品質及び安全の適合性評価が行われるシステム<sup>1</sup>が開発される

<sup>1</sup> 本システムには、検査所における検査活動、及び監査活動が含まれる。

### (3) 期待される成果

- 成果 1. 実施機関の間で本案件における詳細活動及び実施体制について協議し合意する。
- 成果 2. 獣医衛生検査院獣医診断検査センター (RCVDE) 及びその地方検査所において、生乳の安全性の適合性評価システム (技術及び人材面) が開発される。
- 成果 3. 保健省疾病予防衛生疫学監督部 (DPSSSES) 及びその地方検査所において、乳・乳製品並びに製造工程における安全性の適合性評価システム (技術及び人材面) が開発される。
- 成果 4. 経済省度量衡センター試験認証センター食品検査所 (CSM) 及びその地方検査所において、乳・乳製品並びに製造工程における品質の適合性評価システム (技術及び人材面) が開発される。

### (4) 活動の概要

#### 【成果 1 に係る活動】

- 1. 0. プロジェクトの計画及び評価に必要な情報を収集するためのベースライン (プロジェクト開始後 6 カ月) 及びエンドライン調査 (プロジェクト終了前 3 カ月) を実施する。
- 1. 1. 3 検査機関にてワーキンググループ (WG) が設立され、各検査所の役割、強化すべき検査の優先順位、検査員や工場監査員の育成プログラムについて協議を行い合意する。
- 1. 2. EAEU 技術規則の観点から食品安全規制体制の開発状況を評価し、実際のギャップについて WG で協議する。
- 1. 3. 食品検査と食品工場監査の実践的ガイダンスをとりまとめる。

#### 【成果 2 に係る活動】

##### (獣医衛生監査員向け HACCP トレーニング)

- 2. 1. 食品安全のための前提条件プログラム (RPR<sup>2</sup>) と HACCP 原則に係るトレーナー研修 (ToT) の開発
- 2. 2. 上記のプログラムの実施
- 2. 3. 食品安全に係る PRP 及び HACCP 原則を基にした食品工場監査の試行
- 2. 4. 食品工場監査研修体制の整備

##### (検査員能力とその信頼性の開発 (ToT を通して))

- 2. 5. 検査機器の操作と維持管理技術の確立
- 2. 6. 目的に合った分析方法の確立
- 2. 7. 内部品質管理手法の確立
- 2. 8. 技術的レベルの改善と不確かさ評価の結果活用

#### 【成果 3 に係る活動】

##### (食品衛生監査員向け HACCP 研修<sup>3</sup>)

<sup>2</sup> PRP (一般衛生管理プログラムともいう): 食品安全のための『前提』となる基本的な衛生管理。HACCP システムの土台をなす。

<sup>3</sup> 地方事務所への研修: 保健省内のトレーニングセンターを活用したトレーナー研修を実施予定。

3. 1. 食品安全のための前提条件プログラム (RPR) と HACCP 原則に係るトレーナー研修 (ToT) の開発
3. 2. 中央レベルの監査員向け研修の実施
3. 3. 中央レベルトレーナーによる地方レベルの監査員向け研修の実施
3. 4. 地方レベル監査員による食品工場監査の試行
3. 5. 食品工場監査研修体制の整備  
(食品工場向け HACCP 導入プログラム)
3. 6. 食品工場監査員による HACCP 導入プログラムの改善
3. 7. HACCP 監査体制の整備
3. 8. 食品安全管理体制 (FSMS) の試行  
(検査員能力とその信頼性の開発)
3. 9. 検査機器の操作と維持管理技術の確立
3. 10. 目的に合った分析方法の確立
3. 11. 内部品質管理手法の確立
3. 12. 技術的レベルの改善と不確かさ評価の結果活用

#### 【成果 4 に係る活動】

(検査能力強化と信頼性の向上)

4. 1. 検査機器の操作と維持管理技術の確立
4. 2. 目的に合った分析方法の確立
4. 3. 内部品質管理手法の確立
4. 4. 技術的レベルの改善と不確かさ評価の結果活用

#### (5) 対象地域

ビシュケク市及び選定された地方 (ベースライン調査にて選定するが、想定としてはチュイ州、イシククリ州、及びオシュ州)

#### (6) 実施機関

- 1) 経済省 (MOE)、2) 経済省度量衡センター試験認証センター食品検査所 (CSM)、
- 3) 保健省 (MOH)、4) 保健省疾病予防衛生疫学監督部 (DPSSSES)、
- 5) 獣医衛生検査院 (SI)、及び 6) 獣医衛生検査院獣医診断検査センター (RCVDE)

### 3. 業務の目的

「キルギス・乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2018 年 10 月 9 日に当機構がキルギス経済省、保健省及び獣医衛生検査院と締結した R/D (Record of Discussions) に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」

を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

カウンターパートの能力強化を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート(C/P)のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適時適切に JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

### (2) C/P のオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかに C/P の能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、相手国側関係機関のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、キルギス側 C/P と密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

### (3) 日本側専門家チーム

日本人専門家チームは、コンサルタントチーム及び長期直営専門家により構成される。両者の役割は主に以下の通り。尚、両者は常時情報共有、協議に努め、共同でプロジェクト実施を円滑に行うこと。

#### 1) 長期直営専門家 (1名) : チーフアドバイザー / 法規制 / 関係機関調整 / トレーニング監督

※ 主として成果 1 活動 1.1~1.3 の業務を担当。

プロジェクトの現場でキルギス側と対する際は、日本人専門家チーム全体の代表としてふるまう。

#### 2) コンサルタントチーム<sup>4</sup>

※ 主として成果 1 活動 1.0、及び成果 2~4 に係る業務を担当。

### (4) プロジェクト実施体制

本業務は、上述 (3) の日本側専門家チームと、キルギス側 C/P にて構成されるプロジェクトチームによって運営される。プロジェクトチームのキルギス側メンバーは、プロジェクトディレクター (PD) として経済省技術規則部長、副 PD として

<sup>4</sup> コンサルタントチームの構成 : a. 総括 / 食品安全管理 / 研修 (HACCP 及びラボ) プログラム設計、b. HACCP 導入、  
c. 内部精度管理、d. 業務調整、e. 検査技術① (理化学検査)、f. 検査技術② (微生物検査)、  
g. 経営指導 / 市場調査



保健省疾病予防衛生疫学監督部長、及び獣医衛生検査院長の2名。また、プロジェクトマネージャー（PM）として成果1担当の経済省適合性評価部長、成果2担当PMとして獣医衛生検査院長、及び獣医診断検査センター化学毒性学検査部長の2名、成果3担当PMとして保健省疾病予防衛生疫学監督部中央検査センター検査長、及び疾病予防衛生長の2名、成果4担当PMとして経済省・度量衡センター食品検査所長がそれぞれ配置されている。

コンサルタントは、プロジェクトの進捗に応じ、チーム内メンバーの役割や構成等を変更する必要性を認めた場合、キルギス側 C/P 及び JICA に対し、メンバーの変更を提案する等、プロジェクト活動を常に円滑に実施するための体制確保に努めること。

また、プロジェクト方針・内容・活動計画を協議・確認し、意思決定を行う場として、R/D にて合同調整委員会（JCC）を設置することが決定されている。JCC はプロジェクトチームの他、協力機関<sup>5</sup>及び JICA キルギス事務所にて構成される。第1回 JCC 会合はプロジェクト開始約1ヶ月後、第2回以降は第1回会合後半年毎に継続して開催する予定とする。

#### （5）プロジェクト協力枠組みと C/P の関係

本プロジェクトでは大別して、①HACCP 原則に基づく乳製品製造に係る監査と②検査の2コンポーネントがあり、①では2つの C/P 機関（SI と DPSSSES）が、②では3つの C/P 機関（DPSSSES、RCVDE、及び CSM）が、それぞれ技術の協力対象となる。しかし2つのコンポーネントにおける C/P 機関の役割分担は時として重複が認められるなど、必ずしも明確ではないため、プロジェクト実施の過程において調整が必要である。当該調整を支援するのは、長期直営専門家の担当業務であるが、コンサルタントチームは技術面でのアドバイス等を通じ、専門家を支援すること。

#### （6）カウンターパートの能力強化方法

「HACCP 原則に基づく製造に係る監査」と「検査」に係る技術・知識の研修については、Trainer of Training (ToT) 形式にて行う。イメージとしては、①専門家から中央機関のトレーナー候補（各実施機関からそれぞれ C/P 10 名程度<sup>6</sup>を選定予定）への能力強化指導、②トレーナーから他中央機関職員と地方職員への指導、及び③（HACCP 原則に基づく製造に係る監査については）地方職員から乳業工場へと段階的に指導を図る予定であり、①～③に係る指導方法、各種マニュアル、チェックリスト等の作成、及び研修のフィードバック等の活動については、キルギス側が主体的に行うようなプロセスを取り入れる。

#### （7）契約の分割

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを計画している。

第1期：2019年2月上旬～2021年3月下旬（25ヶ月）

<sup>5</sup> C/P ではないものの案件を進めるにあたり連携が望まれる機関で、①キルギス国立技術大学、②キルギス認定センター、③農業食料産業土地改良省が含まれる。

<sup>6</sup> 人事異動等が多いため、開始時の人数は多く設定する。

- ・ 第2期：2021年4月上旬～2022年10月上旬（18ヶ月）

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約を締結することとする。契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間があれば、その理由を付してプロポーザルにて提案することを認める。

## 6. 業務の内容

各契約期間における業務内容は、以下を想定している。上記「実施方針及び留意事項」を踏まえながら、本プロジェクトの成果達成に向けた活動を実施する。業務の方法や活動の詳細については、プロポーザルにおいて提案すること。その際必要な人員配置や必要機材、経費についても見積もること。

### 【プロジェクト全体を通じての業務内容】

#### (1) 業務計画の作成・協議

コンサルタントは、共通仕様書に基づき業務計画書（和文）を作成し、各契約期間の契約日から起算して10営業日以内にJICAに提出し、承諾を得る。

#### (2) ワーク・プラン及びモニタリング

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワーク・プラン（英文）及びモニタリング・シート Ver. 1（英文）に取りまとめる。これを基に6つの実施機関と協議・意見交換し、必要に応じて修正のうえ合意すること。

モニタリング・シートについては、Ver. 1の作成から6ヶ月おきにJICA長期直営専門家、及び6つのC/P機関と共同で更新版を作成し、JICAキルギス事務所に提出すること。

尚、ワーク・プラン及びモニタリング・シートを踏まえ、JICAと協議の上、R/Dで確認されたPDM及びPOの改定が必要と判断される場合は、JCCに諮ってキルギス側と合意する。また、プロジェクトの進捗等に応じ、定期的にJICA長期直営専門家、及び6つの実施機関とPDM並びにPOを見直し、必要に応じて上記手順にて改定すること。

#### (3) JCCミーティングの実施

本プロジェクト開始時、及びそれ以降 半年毎にキルギス側 C/P 主催で JCC を実施するが、その際に必要に応じてコンサルタントチームは技術面から開催支援を行う。

#### (4) 本邦研修

本プロジェクトの効果的な実施のために、実施期間中に2回本邦研修を実施する。概要は「HACCP原則に基づく製造に係る監査」と「検査」の2コンポーネントに分け、各1回ずつ・約5名・2週間程度の実施を想定している。また、対象者は「HACCP原則に基づく製造に係る監査」では監査業務に係る中央行政官を、「検査」については中央の各検査所の管理職を対象にすることとする。加えて、前者では日本における事例（厚生労働省のHACCP普及政策、各種法人による人

材育成とシステム導入の取り組み)に係る知見を得ることで、キルギスの現状に適用したシステム(案)立案を目指す。また、後者では日本の官民を問わず検査精度の向上に係る取り組みについて知見を得ることで、キルギスの実態に即した検査精度向上(案)の立案を目指す。

尚、詳細な計画は、活動開始後に C/P 及び JICA 農村開発部と検討して決定する。本邦研修実施にあたり、コンサルタントは C/P、長期直営専門家、及び JICA (キルギス事務所及び本部)と相談のうえ、研修計画の策定、研修受入先の打診・調整、候補者の人選支援等を行う。実施に当たっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」に従って「実施業務」を行うこととする。コンサルタントは想定される本邦研修の内容についてプロポーザルで提案すること。なお、経費については本見積とする。

#### (5) 供与資機材

本プロジェクトでは、現時点では資機材を供与する計画はないことから、そのための見積を計上する必要はない。尚、食品安全及び品質の確保に関わる検査資機材は、現在、ロシア及びカザフスタンから DPSSSES、RCVDE、及び CSM に対して供与されている(JICA 詳細計画策定調査 参照)。

ただし、プロジェクトの実施に当たり、今後、以下の事項に関連しては機材供与の検討が必要になる可能性がある。

- 1) 内部品質管理手法確立に必要な資機材
- 2) 保健省を中心に実施する HACCP 原則に基づく製造に係る監査研修(インターネット回線使用)に必要な各種資機材(ディスプレイ、マイク・スピーカー、プロジェクター等)

上記については、必要に応じ契約変更にて調達手続きを内包化する可能性がある。コンサルタントは、業務開始後、現地の状況や先方の維持管理体制等を十分に把握の上、JICA に対し、適時適切に報告・相談を行うこと。

#### (6) 広報

業務実施に当たっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にキルギス及び日本の国民各層に正しく理解されるよう、効果的な広報に努めること。日本・キルギス両国のメディアへの情報提供等を通じ、積極的な情報発信を行うと共に、啓発活動等のコンテンツをキルギス国内の一般的なメディアやソーシャルメディア、Youtube 等を通じて発信すること。加えて、本プロジェクトの活動の進捗及び成果について、JICA の Web サイト上に設置するプロジェクトホームページに原稿を提供するほか、プロジェクト中の写真やニュースレターを掲載すること。

#### 【各成果に係る業務内容】

第1期：2019年2月上旬～2021年3月下旬

##### (1) 成果1に係る業務内容

###### 1) ベースライン調査の実施

ベースライン調査は案件開始直後から約6ヶ月をかけて実施する計画であり、プロジェクトの効果を測定するために使用する PDM の指標設定に必要なデータを収集

する。また、対象とする地方事務所候補の選定も行うこととし、併せてプロジェクトの具体的な計画立案を行い調査報告書として取りまとめること。実施に際しては、JICA 長期直営専門家、及び6つの C/P 機関と共同で行うこと。

JICA が事前に実施した詳細計画策定調査では、収集すべきデータ項目（案）を以下のようにまとめているが、それ以外に収集すべきと考えるデータがある場合には、その内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

- ① 他の EAEU 加盟国へのキルギス乳製品の輸出量、EAEU 技術規則不適合数と及びリコール数。
- ② 他の EAEU 加盟国内で流通しているキルギス乳製品の販売価格
- ③ HACCP の原則に基づいて製造を行っている乳業工場の現状
- ④ 食品安全規制の法的枠組みに関する最新情報
- ⑤ 中央及び地方レベルの食品安全規制の実施状況
- ⑥ 食品安全規制に関する獣医衛生検査員及び保健省食品監査員の技能並びに知識レベル
- ⑦ 食品安全検査及び監査に係る研修プログラムの内容、価格、実施実績
- ⑧ キルギス中央検査機関（3 機関）における乳製品の検査記録、及び EAEU 技術規制に適合した検体数
- ⑨ キルギスにおける食品安全に関わるリスク（例：微生物、アフラトキシン、農薬、抗生物質、食品添加物および環境汚染物質）の現状とリスク管理措置
- ⑩ 国内外市場における食品安全への需要（乳業会社のマーケティング担当者、近代市場（スーパー等）のバイヤー、伝統市場の販売員等へのヒヤリング）

## (2) 成果 2 に係る業務内容（SI 及び RCVDE 向け活動）

### 1) 乳業工場を監査する SI 獣医衛生監査員向け HACCP 研修

#### 1-1) 前提条件プログラム（PRP<sup>7)</sup> と HACCP 原則に係る研修の開発と実施

ベースライン調査にて抽出した課題を分析した上で、C/P 機関と共同で課題解決に対応した内容の研修カリキュラムを開発する。開発に際しては、監査員のレベルに合った段階的な指導内容（例：基礎レベル、上級レベル（乳業工場へのコンサルティングができる）、トレーニング指導者レベル（HACCP に係る研修を行える））となるように留意する。また、研修は成果 2 対象の DPSSSES と合同で行うため、カリキュラムは両 C/P の共通項目と個別項目を分けた内容となるよう併せて留意する。

#### 1-2) PRP と HACCP 原則を基にした食品工場監査の試行

現行の監査チェックリストは抽象的な項目が多く、監査員のレベルにより判断や罰則が異なるという問題がある。そこで、C/P 機関と共に監査チェックリストの具体的改善案をまとめた上で、協力機関のキルギス技術大学の製造テストプラントや乳業工場において、実践的な工場監査を試行する。

#### 1-3) 食品工場監査研修体制の整備

<sup>7</sup> PRP（一般衛生管理プログラムともいう）：食品安全のための『前提』となる基本的な衛生管理。HACCP システムの土台をなす。

上記トレーニングと試行による ToT で能力強化を終えたトレーナーが、地方監査員を対象とした研修を実施し、その地方監査員が乳業工場を監査し、コンサルティングできるような研修体制 (PDCA サイクル含む) を構築する。

## 2) RCVDE 検査員の能力向上とその信頼性の開発

### 2-1) RCVDE 所有の検査機器の操作と維持管理技術の確立

既存の機器について、サンプルの前処理、機器の操作方法、日常及び定期校正方法、並びにメンテナンス方法を、ISO17025<sup>8</sup>認定書類・マニュアルに準拠して、C/P 機関と共に策定し確立する。

### 2-2) 目的に合った分析方法の確立

バリューチェーン上での RCVED の役割について整理し、ベースライン調査時点で RCVED が所有する検査機器を活用し、EAEU 技術規則に即した分析方法であることを確認の上、それぞれの目的に合った分析方法を確立する。

### 2-3) 内部品質管理手法の確立

ISO17025 認定時に作成した書類等を基に、EAEU 技術規則に即した内部品質管理手法を確立する。特に日本の官民検査機関にて取り入れている事例を具体的に C/P 機関に提示しながら、C/P と共に確立するよう留意する。

### 2-4) 技術的レベルの改善と不確かさ評価の結果活用

検査値の精度管理手法について日本の事例を紹介・取り入れ、RCVED の現状に即したレベル改善の内容と計画について立案し実行する。

## (3) 成果 3 に係る業務内容 (DPSSSES 向け活動)

### 1) 乳業工場を監査する DPSSSES 食品衛生監査員向け HACCP 研修

#### 1-1) PRP と HACCP 原則に係る研修の開発と実施

ベースライン調査にて抽出した課題を分析した上で、C/P 機関と共同で課題解決に対応した内容の研修カリキュラムを開発する。開発に際しては、監査員のレベルに合う段階的な指導内容 (例: 基礎レベル、上級レベル (乳業工場へのコンサルティングができる)、トレーニング指導者レベル (HACCP に係る研修を行える)) となるように留意する。また、研修は成果 2 対象の SI の獣医衛生監査員と合同で行う計画のため、カリキュラムは両 C/P の共通項目と個別項目を分けた内容にするよう併せて留意する。

#### 1-2) PRP と HACCP 原則を基にした食品工場監査の試行

現行の監査チェックリストは抽象的な項目が多く、監査員のレベルにより判断や罰則が異なるという問題がある。そこで、C/P 機関と共に具体的な監査チェックリストの改善案をまとめた上、協力機関のキルギス技術大学の製造テストプラントや乳業工場において実践的な工場監査を試行する。

<sup>8</sup> DPSSSES、RCVDE、及び CSM 共にキルギス認定センターにより ISO17025 の認定は取得しており、ISO17025 取得に必要な書類 (各種基準、手順書、記録用紙等) はひとつとおり整備されていることを確認済み。

### 1-3) 食品工場監査研修体制の整備

上記トレーニングと試行による ToT で能力強化を終えたトレーナーが、地方監査員を対象とした研修を実施し、その地方監査員が乳業工場を監査し、コンサルティングできるような研修体制（PDCA サイクル含む）を構築する

## 2) 乳業工場向け HACCP 導入プログラム

### 2-1) 食品工場監査員による HACCP 導入プログラムの改善

これまで、他ドナーの支援を得たものも含め、キルギスで実施されてきた HACCP 導入プログラムの多くは、概念や理論を教授する座学が中心であった。他方、本プロジェクトでは、既存プログラムを食品衛生監査員が乳業工場に対し実践的な支援や助言（コンサルティング）を行えるようなプログラムに改善する必要がある。そこで、コンサルタントチームは、日本で実施されている HACCP 研修（例：コーディネーター、上級コーディネーター、及び審査員の育成コース）を C/P 機関に紹介すると共に、既存のキルギスの現状に即した導入プログラムに改善する。

### 2-2) HACCP 監査体制の整備

「HACCP 原則に基づく製造システム」を国内に普及するため、DPSSSES は規制の違反に対する取締りを行う監査体制を整備するだけでなく、HACCP 導入にあたっての支援や助言（コンサルティング）を民間企業に対して行う機関として機能する体制も整える。また、国内の法整備強化に関し技術面からの提言をまとめる。

### 2-3) 食品安全管理体制の試行

「HACCP 原則に基づく製造システム」を国内に普及するため、乳業企業及び工場が食品安全管理に係る認証を取得するのを、国家として支援する体制整備を試行する。

## 3) DPSSSES 検査員の能力向上とその信頼性の開発

### 3-1) DPSSSES 所有の検査機器の操作と維持管理技術の確立

既存の機器について、サンプルの前処理、機器の操作方法、日常及び定期校正方法、並びにメンテナンス方法を、ISO17025 認定書類・マニュアルに準拠して、C/P 機関と共に策定し確立する。

### 3-2) 目的に合った分析方法の確立

バリューチェーン上での DPSSSES の役割について整理し、ベースライン調査時点で DPSSSES が所有する検査機器を活用し、EAEU 技術規則に即した分析方法であることを確認の上、各々の目的に合った分析方法を確立する。

### 3-3) 内部品質管理手法の確立

ISO17025 認定時に作成した書類等を基に、EAEU 技術規則に即した内部品質管理手法を確立する。特に日本の官民検査機関にて取り入れている事例を

具体的に C/P 機関に提示しながら C/P と共に確立するよう留意する。

3-4) 技術的レベルの改善と不確かさ評価の結果活用

検査値の精度管理手法について日本の事例を紹介・取り入れ、DPSSSES の現状に即したレベル改善の内容と計画について立案し実行する。

(4) 成果 4 に係る業務内容 (CSM 向け活動)

1) CSM 検査員の能力向上とその信頼性の開発

1-1) CSM 所有の検査機器の操作と維持管理技術の確立

既存の機器について、サンプルの前処理、機器の操作方法、日常及び定期校正方法、並びにメンテナンス方法を ISO17025 認定書類・マニュアルに準拠して、C/P 機関と共に策定し確立する。

1-2) 目的に合った分析方法の確立

バリューチェーン上での CSM の役割について整理し、ベースライン調査時点で CSM が所有する検査機器を活用し、EAEU 技術規則に即した分析方法であることを確認の上、各々の目的に合った分析方法を確立する。

1-3) 内部品質管理手法の確立

ISO17025 認定時に作成した書類等を基に、EAEU 技術規則に即した内部品質管理手法を確立する。特に日本の官民検査機関にて取り入れている事例を具体的に C/P 機関に提示しながら、C/P と共に確立するよう留意する。

1-4) 技術的レベルの改善と不確かさ評価の結果活用

検査値の精度管理手法について日本の事例を紹介・取り入れ、DPSSSES の現状に即したレベル改善の内容と計画について立案し実行する。

**第 2 期：2021 年 4 月上旬～2021 年 10 月上旬**

(1) 成果 2 に係る業務内容 (SI 及び RCVDE 向け活動)

第 1 期 (2) 業務を継続する。

(2) 成果 3 に係る業務内容 (DPSSSES 向け活動)

第 1 期 (3) 業務を継続する。

(3) 成果 4 に係る業務内容 (CSM 向け活動)

第 1 期 (4) 業務を継続する。

(4) エンドライン調査の実施

プロジェクト成果、プロジェクト目標の達成実績、及び上位目標達成見込み状況を測定することを目的とし、PDM の指標に係るデータを収集するエンドライン調査を実施しプロジェクト業務完了報告書にまとめること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第1期）	第1期の現地業務開始時	英文：5部 露文：10部
	モニタリングシート	2019年5月から半年毎	英文：5部 露文：10部
	プロジェクト業務完了報告書 （第1期）	第1期契約終了時	和文：5部 英文：5部 露文：10部 CD-R：2枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第2期）	第2期の現地業務開始時	英文：5部 露文：10部
	モニタリングシート	開始から半年ごと	英文：10部
	プロジェクト業務完了報告書（第2期）	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前 に提出し、JICAからのコ メントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：5部 露文：10部 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

### (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に英訳を添付して提出することとする。

- ア HACCP原則に基づく製造に係る監査マニュアル、及びチェックシート
- イ 食品検査に係るマニュアル、及びチェックシート
- ウ その他 プロジェクト活動にて作成した基準、マニュアル、及びチェックシート

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内



容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2019年2月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約43ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1期：2019年2月上旬～2021年3月下旬（25ヶ月）
- (2) 第2期：2021年4月上旬～2022年10月上旬（18ヶ月）

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約33M/M  
(全体) 約61.2M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、これとは異なる適切な専門家の配置案があれば、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

- a. 総括／食品安全管理／研修（HACCP及びラボ）プログラム設計（2号）
- b. HACCP導入（3号）
- c. 内部精度管理（3号）
- d. 業務調整
- e. 検査技術①（理化学検査）
- f. 検査技術②（微生物検査）
- g. 経営指導／市場調査

#### 3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供

#### 4. 配布資料および閲覧資料

##### 【配布資料】

- ・詳細計画策定調査報告書
- ・プロジェクト事前評価表

##### 【閲覧資料】

- ・同調査収集資料

#### 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する EAEU 加盟国の機関・コンサルタント・NGO・民間企業等に再委託して実施することを認める。

- (1) EAEU 加盟国で実施されている HACCP 原則に基づく製造、及び監査に係る研修
- (2) EAEU 加盟国で導入されている検査分野に係る研修
- (3) ベースライン、及びエンドライン調査に係る業務

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所乃至在キルギス日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

### (3) 不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款

を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上